

奈良県告示第一百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十四年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
よしむらファミリー歯科	大和郡山市田中町七二八	居宅療養管理指	平成二十四年十二月一日
香芝市真美ヶ丘一一五	香芝市真美ヶ丘一一五	居宅療養管理指	平成二十四年十二月一日
一 一 一 一 一 一 一 一	宇陀市榛原萩原七五八 一四	導 居宅療養管理指 導及び介護予防 居宅療養管理指 居宅療養管理指 導及び介護予防 居宅療養管理指 居宅療養管理指	平成二十四年十二月一日
たんぽぽ薬局宇陀市立 病院前店	よしむらファミリー歯科	在宅支援いむらクリニツク	